

令和5年5月10日

事業主（事務担当者）の皆様へ

健康保険組合からのお知らせ

● 新型コロナウイルス感染症による傷病手当金支給申請について

平素は、当組合の事業運営について格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法の取り扱いが2類相当から5類に変更されることに伴い、同疾病による傷病手当金の支給申請手続きが次のとおり変更となりますのでご確認ください。

現在は新型コロナウイルス感染症による傷病手当金支給申請について、自宅療養期間の証明に関して公的証明が提出できない場合は、**本人の申立書と事業所の証明書で代替が可能**となっていますが、5類への変更にによりこの**特例処置は終了**となり、今後はインフルエンザ感染時と同様の扱いとなります。

傷病手当金の支給申請に当たっては、**医師の診断を受け、コロナ療養のため労務不能である旨とその期間について、傷病手当金支給申請書の「療養担当者が意見を記入するところ」に医師により記載してもらうよう**お願い致します。これが無い場合は傷病手当金が支給されませんので、ご留意願います。

当該変更は、5月8日以降に「医師の診断を受けた」場合より適用されます。5月7日までに発症し、陽性と判断され、医師の診断を受けずに休業した場合は、5月8日以降も休業していても事業所の証明書によって傷病手当金の給付を受けられます。